

## 役員等の報酬等に関する規程

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人くさのみ福祉会（以下「法人」という。）定款第9条及び第24条の規定に基づき、理事、監事及び評議員（以下「役員等」という。）の報酬等に関し必要な事項を定めるものとする。

(報酬)

第2条 役員等に対する報酬の額は、日額報酬として3,094円を支給する。

2 役員等に対する報酬は、当該会議等に出席した都度、支給する。

3 報酬等は、法令の定めるところにより控除すべき金額を控除して支給する。

(旅費)

第3条 役員等が職務のため出張をしたときは、別に定める旅費規程に基づき旅費を支給する。

(適用除外)

第5条 法人の職員を兼務する役員等は、この規程は適用しない。

(公表)

第6条 法人は、この規程をもって、社会福祉法第59条の2第1項2号に定める報酬等の支給の基準として公表する。

(改廃)

第7条 この規程の改廃は、評議員会の承認を受けて行う。

(補則)

第8条 この規程の実施に関し必要な事項は、理事長が理事会の決議を経て、別に定めることとする。

附 則

1 この規程は、平成29年6月27日から施行する。

2 役員等の報酬及び費用弁償費用弁償に関する規程（平成15年4月1日適用）は、廃止する。

### 参 考

定款

(評議員の報酬等)

第9条 評議員に対して、1人あたりの各年度の総額が3万円を超えない範囲で、評議員会において別に定める報酬等の支給の基準に従って算定した額を、報酬等として支給することができる。

(役員等の報酬等)

第24条 理事及び監事に対して、評議員会において別に定める総額の範囲内で、評議員会において別に定める報酬等の支給の基準に従って算定した額を報酬等として支給することができる。